鈴鹿市選挙管理委員会事務局障害者活躍推進計画

機関名	鈴鹿市選挙管理委員会事務局
任命権者	鈴鹿市選挙管理委員会
計画期間	令和４年４月１日～令和７年３月 31 日
鈴鹿市選挙管理委員会事務局における障がい者雇用に関する課題	鈴鹿市選挙管理委員会事務局においては、職員総数が５人の小規模な機関であり、雇用及び人事配置全般を鈴鹿市が担っているため、鈴鹿市選挙管理委員会事務局で雇用を行っていない。これまで、障がい者に限定した人事配置を行っておらず、組織的な体制整備は行っていない。
目標	
① 採用に関する目標	障がい者である応募者が採用されることを念頭においた人事配置を行う。
② 定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせないことを目指す。
取組内容	
1.障がい者の活躍を推進する体制整備	障害者雇用推進者として選挙管理委員会事務局長を選任する。 障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、３か月以内に選定する。また必要に応じて労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講する。
2.障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	身体障がい等により従来の業務遂行が困難となった障がい者から相談があった場合は、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。また、その際には必要に応じて労働局に相談を行う。
3.障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	相談窓口への相談のほか、毎年実施している個別面談の際、障がい者である職員に対して必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 なお、措置を講じるにあたっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 採用については、選挙管理委員会事務局では直接採用をしていないが、採用に関しては以下のような不適切な取扱いを行わないこととする。

	・特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定すること。 ・自力で通勤できるといった条件を設定すること。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定すること。 ・「就労支援機関に所属及び登録をし、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定すること。 ・特定の就労支援機関からに限った受入れを実施すること。 　本人が希望する場合には、人事課と連携し「精神障害者等の就労パスポート」の活用等により、就労支援機関等と障害特性等についての情報を共有し、適切な支援や配慮を講じる。
4.その他	国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障がい者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。